

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 6 月 9 日号 (No.399)

I. 注目法令等の紹介

1. 「業種協会に関する独占禁止指針（意見募集稿）」
2. 「生態環境行政処罰規則」

II. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：小野寺 良文

I. 注目法令等の紹介

1. 「業種協会に関する独占禁止指針（意見募集稿）」¹

国家市場監督管理総局 2023 年 5 月 15 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 15 日

執筆担当：李 昕陽、福江 真治、鈴木 幹太

市場監督管理総局は、「業種協会に関する独占禁止指針（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を制定し、意見公募を行った。本意見募集稿は、業種協会の行為について「独占禁止法」（以下「独禁法」という。）の適用指針を定めたものである。

業種協会とは、各業界において業種サービス及び自主規制管理を行う社会団体である。業種協会は、協会の事業者に対する指導及び規制を通じて市場の公平競争を促進する役割を果たす一方、一部の業種協会が関連業界の事業者を組織して価格独占合意を行い、当局に処罰される事例が頻発している²。本意見募集稿では、独禁法³及び「独占合意の禁止に関する規定」⁴等の規定を踏まえ、独占合意の内容、業種協会による独占合意の形成及び実施の主導行為、関連ハイリスク行為、業種協会の内部コンプライアンス制度の強化等が詳細に規定されている。

本意見募集稿は、業種協会に参加している企業にとっても、自らの正当な権益を守り、独禁法等の違反を防止する際の参考になると思われる⁵。

(1) 業種協会の定義、構成及び役割

業種協会とは、同業種の経済組織や個人により構成され、業種サービス及び自主規制管理の役割を果たす各種協会、学会、商業会議所、連合会、振興会等の社会団体である。主に競争関係を有する事業者によって構成され、川上・川下事業者又はそ

¹ 原文「关于行业协会的反垄断指南（征求意见稿）」

² 「中国市場監管報」によれば、過去 10 年において、独禁法執行機構は 40 件以上の業種協会に係る独占合意事件を取り締まっていたとされている。https://www.samr.gov.cn/fldys/sjdt/gzdt/art/2023/art_c203a05ee0e04185abd8e099c9c77635.html

³ 本ニュースレターNo.379（2022 年 7 月 8 日発行）をご参照。

⁴ 本ニュースレターNo.396（2023 年 4 月 17 日発行）をご参照。

⁵ なお、本意見募集稿は現時点で正式に施行されておらず、強制的な拘束力を有するものではなく、意見募集稿に留まっている。

中国最新法令〈速報〉

の他の業務上関係する事業者も含まれる場合がある（2条）。

本意見募集稿では、各業種協会がその役割を担う具体的な状況に応じた独禁法違反禁止行為を規定している。例えば、①業種協会が商品の生産、運営又は役務の提供に従事し、独禁法上の「事業者」に該当する場合、同法違反の独占合意、市場支配的地位濫用行為及び事業者集中を行ってはならない（12条）。また、②法律、法規により授権された公共の事務を管理する権能を有する業種協会は、行政権限を濫用して競争の排除又は制限行為を行ってはならない（13条、14条）と規定されている。

（2）業種協会の独占行為主導の禁止

独禁法 21 条は、「業種協会は、当該業種の事業者を本章（第 2 章独占合意）で禁じている独占行為に従事させてはならない」と規定している。これを踏まえ、本意見募集稿では、「独占行為の従事」には、独占合意の形成及び実施が含まれると規定した上で、独占合意の形成（8 条）及び実施（9 条）の主導行為を列挙している。その具体的な内容は以下のとおりである。

独占合意形成の主導行為	独占合意実施の主導行為
➤ 競争を排除・制限する内容を含む業種協会の規約、規則、決定、通知、意見、基準、自主規制規約等を制定・公表する行為 ➤ 会議、メール、電話、書簡、インスタントメッセージ等の方式により事業者に働きかけ、①書面又は口頭等の形式により、競争を排除・制限する内容を含む合意、決議、議事録、覚書等を形成等する行為、②合意又は決定には至らないが、競争を排除、制限する協調一致を形成する行為 ➤ その他、事業者を組織して独占的な合意を形成する行為	➤ 入会資格の設定、預託金の没取、違約金の設定、会員の権利利益の制限、会員資格の取消、通知による批判、共同ボイコット、営業活動の一時停止等の懲戒措置を講じて事業者に独占合意の実施を強要する行為 ➤ 独占合意の実施状況を会員評価と関連づける等の奨励措置を講じて事業者の独占合意の実施を導く行為 ➤ 業種協会が自ら又は第三者機関を通じて事業者の独占行為の実施状況について監視・監督する行為 ➤ プラットフォームの構築、専門チームの設立、協調体制の構築等の措置を講じて事業者の独占行為の実施を円滑にする行為 ➤ その他、事業者を組織して独占合意の実施する行為

（3）業種協会のハイリスク行為

業種協会は事業者の独占合意の形成、実施を容易にし、促進するハイリスク行為を避けなければならないとされている。ハイリスク行為には、以下を含むがこれに限らない（10 条）。

中国最新法令〈速報〉

- ①当該業種の事業者間に競争上の機微的情報⁶を交換、協議させる行為又は競争上の機微的情報を通知する行為
- ②業界内の指導価格、基準価格、参考価格、推奨価格、予測価格等の指導的な価格を公表し、又は当該業種の事業者の参考に供する価格計算式を策定する行為
- ③コスト動向、需給状況等について不実の又は誇大な市況情報を公表する行為

(4) 法的責任等

業種協会が独占行為を行った場合又は当該業界の事業者を組織して独占行為に従事させた場合の法律責任について、本意見募集稿は、業種協会及び事業者はそれぞれ独禁法の規定に従い法的責任を負うこと、業種協会及び事業者の法律責任を確定する際に、違法行為の性質、程度、持続時間、違法行為結果の除去状況、業種協会及び事業者が果たす役割等の要素を考慮することを明確にしている（23条）。

さらに、本意見募集稿は、業種協会のコンプライアンス管理（17条）、会員に対するコンプライアンスの指導の強化（20条）、独禁法違反時の信用に関する懲戒措置（24条）等についても規定している。

（全 27 条）

2. 「生態環境行政処罰規則」⁷

生態環境部 2023 年 5 月 8 日公布、2023 年 7 月 1 日施行

執筆担当：戴 楽天、森 康明、井村 俊介

「環境行政処罰規則」（以下「現行規則」という。）を全面改正した「生態環境行政処罰規則」（以下「本規則」という。）の主要な改正点は以下のとおりである。

①行政処罰の種類追加

行政処罰の種類として、現行規則では、警告、違法所得の没収、生産停止・営業停止命令、閉鎖命令、行政拘留等を列挙しているが、本規則では、通達による批判、ライセンスの停止及び取消し、資質等級の引下げ、一定期間内の行政許可の申請禁止、生産経営活動及び就業の制限、一定期間内での撤去命令等が追記された（8条）。

②当局による調査の中止に関する規定の新設

本規則では、①行政処罰の根拠となる関連事件の裁判が未だ終結していない場合、

②法律の適用の解釈上の問題が未だ解決されていない場合、及び③不可抗力が認められる場合等に、当局が行政調査を一時的に中断することが追記された（35条）。

⁶ 競争上の機微的情報とは、商品のコスト、価格、割引、数量、品質、売上高、利益又は利益率、及び事業者の研究開発、投資、製造、マーケティング計画、顧客名簿、将来の経営戦略等、市場競争に密接に関わる情報をいう。なお、すでに公開され、又は公開情報から入手できる情報はこの限りではない。（10条2項）。

⁷ 原文「生态环境行政处罚办法」

中国最新法令 < 速報 >

③行政処罰法の法制審査及び情報公開制度を踏まえた規定の新設

2021 年の行政処罰法⁸の改正を受けて、本規則では行政法執行機関の資格・権限や法制審査の適用場面や審査の内容及び手続等が追記された（49 条～52 条）。また、同法 48 条における行政処罰の情報公開制度を受けて、本規則では、処罰に関する情報公開、プライバシー情報の秘匿、公開期限及び公開の撤回等の内容が追記された（61 条～66 条）。

④違法所得の計算方法の変更

2021 年の行政処罰法の改正を受けて、本規則では、従来の全体収入から合理的な支出を控除して違法所得を計算する方法から、違法行為により取得した金員を違法所得とするものに変更された（88 条）。

（全 92 条）

II. その他の法令等一覧

2023 年 4 月 25 日から 2023 年 5 月 22 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**青海チベット高原生態保護法**」
（原文：青藏高原生态保护法）
（全国人民代表大会常務委員会、2023 年 4 月 26 日公布、2023 年 9 月 1 日実施）
2. 「**鉄道運輸サービス品質に関する監督管理規則**」
（原文：铁路运输服务质量监督管理办法）
（交通運輸部、2023 年 5 月 8 日公布、2023 年 7 月 1 日実施）
3. 「**道路水路重要情報インフラ安全保護管理規則**」
（原文：公路水路关键信息基础设施安全保护管理办法）
（交通運輸部、2023 年 4 月 24 日公布、2023 年 6 月 1 日実施）
4. 「**道路輸送車両技術管理規定**」
（原文：道路运输车辆技术管理规定）
（交通運輸部、2023 年 4 月 24 日公布、2023 年 6 月 1 日実施）
5. 「**広告業統計調査制度**」
（原文：广告业统计调查制度）
（国家市場監督管理総局、2023 年 4 月 21 日公布、2023 年 4 月 21 日実施）
6. 「**司法賠償事件における事件分類の規定**」
（原文：关于司法赔偿案件案由的规定）
（最高人民法院、2023 年 4 月 25 日公布、2023 年 6 月 1 日実施）

⁸ 原文「行政処罰法」（2021 年の改正内容につき、[本ニュースレターNo.346 号（2021 年 2 月 12 日発行）](#)をご参照）。対応する規定は、改正法 58 条の、行政処罰の決定が重大な公共利益及び当事者等の重大な権益に係る場合並びに事件が複雑な場合に、当局内部の法制審査を経なければならない旨の規定。

中国最新法令 < 速報 >

7. 「人民検察院知的財産事件作業ガイドライン」
(原文: 人民检察院办理知识产权案件工作指引)
(最高人民検察院、2023 年 4 月 26 日公布、2023 年 4 月 26 日実施)
8. 「公平競争審査条例 (意見募集稿)」
(原文: 公平竞争审查条例 (征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2023 年 5 月 12 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 12 日)
9. 「業界標準管理規則 (意見募集稿)」
(原文: 行业标准管理办法 (征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2023 年 5 月 19 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 18 日)
10. 「情報安全技術 人工知能コンピューティングプラットフォーム 安全架構 (意見募集稿)」
(原文: 信息安全技术 人工智能计算平台安全框架 (征求意见稿))
(全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2023 年 5 月 15 日公布、意見募集期限 2023 年 7 月 14 日)
11. 「電子記録管理規則」
(原文: 电子档案管理办法 (征求意见稿))
(国家公文書局弁公室、2023 年 5 月 6 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 10 日)
12. 「食用農産物市場販売品質について安全監督管理規則 (改正意見募集稿)」
(原文: 食用农产品市场销售质量安全监督管理办法 (修订征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2023 年 5 月 4 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 4 日)
13. 「薬品標準管理規則 (意見募集稿)」
(原文: 药品标准管理办法 (征求意见稿))
(国家薬品監督管理局綜合同、2023 年 5 月 5 日公布、意見募集期限 2023 年 6 月 5 日)
14. 「税関行政処罰裁量基準 (二) (意見募集稿)」
(原文: 海关行政处罚裁量基准 (二) (征求意见稿))
(税関総署、2023 年 4 月 28 日公布、意見募集期限 2023 年 5 月 31 日)
15. 「「自動車完成車情報安全技術要求 (意見募集稿)」、「インテリジェントコネクテッドカー自動運転データ記録システム (意見募集稿)」、「乗用車外部突起物 (意見募集稿)」、「商用車運転室外部突起物 (意見募集稿)」」
(原文: 汽车整车信息安全技术要求 (征求意见稿)、(智能网联汽车 自动驾驶数据记录系统 (征求意见稿)、乘用车外部凸出物 (征求意见稿)、商用车驾驶室外部凸出物 (征求意见稿))
(工業情報化部、2023 年 5 月 5 日公布、意見募集期限 2023 年 7 月 5 日)
16. 「情報安全技術 データ安全評価機構における能力要求 (意見募集稿)」
(原文: 信息安全技术 数据安全评估机构能力要求 (征求意见稿))
(全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2023 年 5 月 5 日公布、意見募集期限 2023 年 7 月 4 日)

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（第7回第1弾）』
- 視聴期間 2023年4月26日（水）～2023年10月30日（月）配信
- 講師 森 規光、細川 怜嗣、崔 俊
- 主催 森・濱田松本法律事務所
- 【お申込みに関して】
- 会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
- 開催日時 2023年6月30日（金）13:30～16:30
- 講師 五十嵐 充
- 主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（272）中国独禁法の関連規定の改正等」
- 掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.5
- 著者 鈴木 幹太、上村 莉愛、柴 巍（共著）

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com